

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子供たちの豊かな心を育むとともに、いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。

また、健康の保持・増進や体力向上などにより、健やかな体を育成します。

施策1 豊かな心を育む教育の推進

施策2 生徒指導の充実

施策3 人権教育の推進

施策4 学校教育相談の充実

施策5 児童生徒の体力向上

施策6 学校保健の充実

施策7 食育の推進・学校給食の充実

施策1 豊かな心を育む教育の推進

現状（課題）

- ◆ 本市では、児童生徒に知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせるために県が取り組んでいる「教育に関する3つの達成目標」を推進し、人間としての生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指しています。
豊かな心を育むためには、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることが重要です。
- ◆ 豊かな人間性や社会性を育むためには、集団活動を通して、個性の伸長を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方について考えを深め、自己を生かす能力を養うことが重要です。
- ◆ 現在、各学校では総合的な学習の時間や校外行事において、多くの体験活動を計画・実施しています。豊かな心を育むためには、児童生徒が発達段階に応じた様々な体験をすることが重要であり、多様な体験活動の実施が必要です。
- ◆ 児童生徒に確かな学力と豊かな心を育むためには、読書活動は不可欠なものです。読書環境を充実させるとともに読書活動を推進することが重要です。
- ◆ 豊かな心を育み、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を育成するために、地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実することが必要です。



学校図書館支援員によるサポート

主な取組

1 道徳教育の充実

- 学校における道徳教育を推進するために、道徳教育の全体計画などを常に活用し、全教育活動が有機的に関連し合い、意図的、計画的に行われるようにします。
- 道徳教育推進教師を中心に校内の研修体制及び指導体制を充実させ、道徳教育の全体計画の具体化や改善にかかわる共通理解を図ります。
- 教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係を確立し、基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、モラルなどにかかわる道徳的実践の指導の充実を図り、道徳の時間の指導内容の日常生活における定着を図ります。
- 道徳の授業を公開し、授業や地域教材の開発などに保護者や地域住民の協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、学校・家庭・地域が相互に関連した道徳教育の一層の充実を図ります。
- いじめの問題への対応の充実や発達の段階を一層踏まえた体系的な学習活動、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、児童生徒の道徳性を育みます。

2 特別活動・部活動の充実

- 豊かな人間性や社会性を育むために、学級会、児童会・生徒会、学校行事などの特別活動の充実を図ります。
- 児童生徒一人一人の興味や関心、適性、また学校の特色を生かしながら、クラブ活動や部活動の異年齢集団による活動の充実を図り、好ましい人間関係を深めます。

3 体験活動の充実

- 総合的な学習の時間や校外行事のみならず全教育活動を通じての体験活動を充実します。
- 総合的な学習の時間や校外行事などの教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。

4 読書活動の推進

- 全校に司書教諭と学校図書館支援員を配置し、学校図書館の充実と読書活動の推進に取り組みます。
- 長期休業中に学校図書館を開館し、読書活動を推進します。

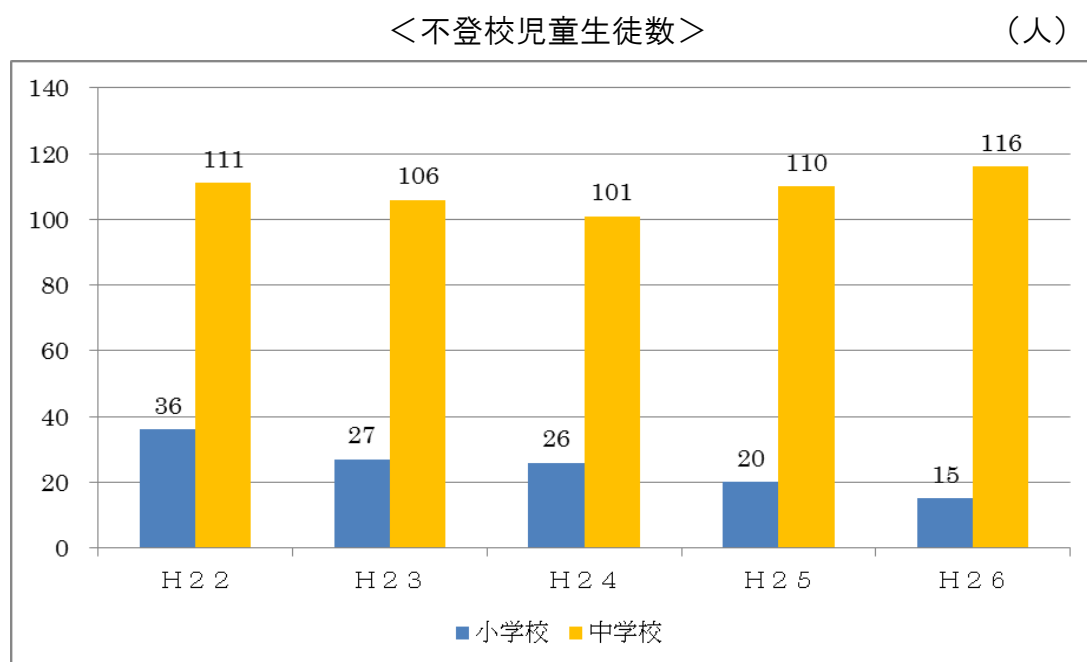
5 ボランティア・福祉教育の充実

- 児童生徒一人一人が進んで社会に奉仕し、ボランティア活動や福祉体験に参加することができる場の設定を行います。
- ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を重視します。

施策2 生徒指導の充実

現状（課題）

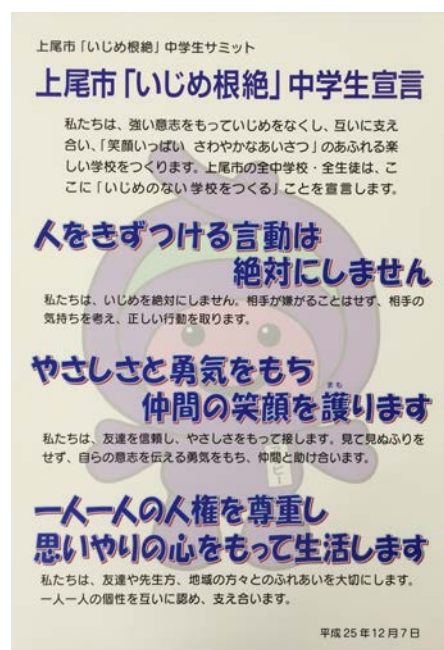
- ◆ 豊かな心を育み、共感的な人間関係を築くためには、児童生徒一人一人が、成就感や自己存在感を得られ、生きがいのある学校生活を送ることが重要です。
- ◆ 家庭・地域・関係機関が連携を深め、相互に協力し、これらが一体となった生徒指導を推進することが必要です。
- ◆ 児童生徒のいじめ・不登校問題などに適切に対応するため、児童生徒、保護者の相談体制の充実や教員の研修会などを積極的に進める必要があります。
- ◆ 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識に立ち、いじめ根絶のための取組や、児童生徒への指導が必要です。
- ◆ 非行・問題行動を未然に防止し、児童生徒を健全に育成するため、積極的な生徒指導と、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。



※文部科学省調査結果による報告実数

主な取組

- 1 生徒指導体制の充実
 - 全校的な視野に立ち、学年や学級の枠を超え、教職員が相互に連携して児童生徒一人一人の指導・援助にあたります。
 - 家庭・地域、上尾市生徒指導推進協議会、上尾地区学校警察連絡協議会などとの連携を密にし、児童生徒の健全育成に取り組みます。
- 2 総合的な不登校対策の推進
 - 不登校児童生徒の早期発見・早期対応を重点に、きめ細かな支援を行うため、学校と教育センター、関係諸機関が連携し、不登校解消を目指します。
- 3 いじめ・暴力行為防止対策の推進
 - 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、児童生徒に定期的にアンケートや面談を行うなど、児童生徒の実態把握に努め、いじめや暴力行為の未然防止に取り組みます。
 - インターネットのサイトへの書き込み、画像の貼り付けなどを調査するネットパトロールを実施し、ネットいじめやネットトラブルの未然防止に取り組みます。
 - いじめや暴力行為を絶対に許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指導に取り組みます。
 - 教職員が日常的に児童生徒とコミュニケーションを取るとともに、さわやか相談室相談員やさわやかメールなどによる相談体制を充実し、いじめの未然防止に取り組みます。
 - いじめ相談専用の電話や電子メール等による相談窓口を充実し、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。
- 4 非行・問題行動防止対策の推進
 - 非行・問題行動の未然防止のため、生徒指導支援員を配置し、積極的な生徒指導に取り組みます。
 - 各中学校区生徒指導連絡協議会を中心として、家庭・地域や関係機関と連携して非行・問題行動防止対策に取り組みます。
 - アップー学校パトロール隊を組織し、遊技場などの巡回を行うとともに、児童生徒に積極的に声をかけ、地域が一体となって非行・問題行動防止対策に取り組みます。



上尾市「いじめ根絶」中学生宣言

施策3 人権教育の推進

現状（課題）

- ◆ 様々な人権問題を全市的な取組によって解決するため、小中学校において組織的、計画的に人権教育を推進することが重要です。
- ◆ 人権教育の目標を達成するためには、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感覚、すなわち人権感覚を育成することが必要です。
- ◆ 人権意識の高揚と様々な人権問題の解決のため、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。
- ◆ 児童生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題を正しく理解し、具体的な行動がとれる児童生徒を育成することが重要です。

主な取組

- 1 人権教育推進体制の充実
 - 市全体の人権教育を推進するための小中学校人権教育研究会を充実させます。
 - 人権教育担当者による学校における人権教育実践報告会を開催するとともに、人権教育の指導者を育成します。
 - 教員用の人権啓発資料「かがやき」を作成・活用し、教職員の資質向上を図ります。
- 2 人権感覚育成プログラムの活用
 - 児童生徒の豊かな心や人権感覚を育むため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを活用します。
 - 人権感覚育成指導者研修会を受講した教員を講師とした研修を実施します。
- 3 人権教育研修の充実
 - 講義形式の研修だけでなく、演習形式の研修や人権関連施設の視察などを実施し、管理職、人権教育担当教員の研修を充実します。
- 4 啓発活動の推進
 - 児童生徒からの応募により人権作文・標語集の作成を行い、児童生徒の人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り、意欲や態度を向上させます。

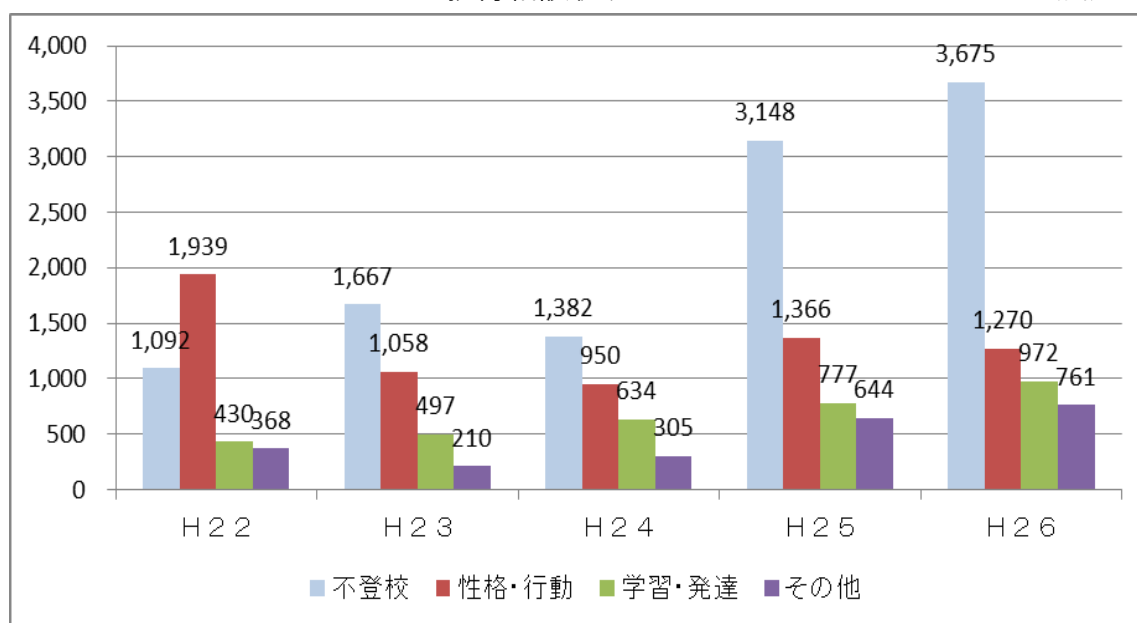
施策4 学校教育相談の充実

現状（課題）

- ◆ 不登校児童生徒については、個別の相談を通し集団の中で適応できるようにすることが必要です。
- ◆ 不登校児童生徒の学校復帰のためには、児童生徒の人間関係の醸成などの指導・支援を行うことが必要です。
- ◆ 障害のある幼児や児童生徒及び保護者が、障害について深く理解・受容し、適正な就学先を判断するための就学相談を充実させる必要があります。
- ◆ 各学校では、不登校・いじめの問題、発達などに課題のある児童生徒への対応が課題となっています。一人一人の実態を把握し、個々に応じた支援内容の明確化と適切な対応が必要です。
また、医療機関も含めた関係諸機関との連携が必要です。

＜教育相談状況＞

(回)



※上尾市教育センターに寄せられた主訴別相談のべ回数

主な取組

1 教育相談体制の充実

- 学校における適応力の向上を図るため、教育相談体制の充実を図り、個に応じた適切な支援を行います。
- 学校と連携しながら、不登校児童生徒に対して、教育センターにおける個別相談を行います。
- 発達などに課題のある児童生徒については、実態を把握し、適切な支援を行います。

2 学校適応指導教室の充実

- 学校適応指導教室における体験活動や自主学習、交流活動などの充実を図ります。

3 就学相談の充実

- 就学相談を実施するとともに、その内容や就学相談報告書をもとに就学支援委員会を開催して、適正な就学先を決定するための支援をします。

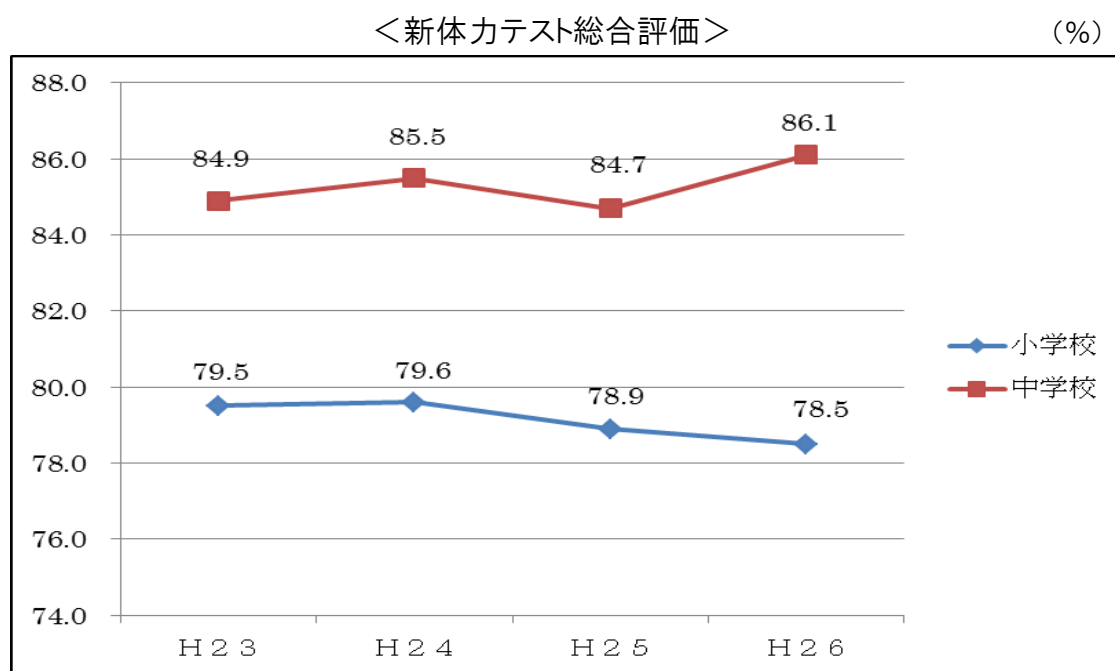
4 学校・教育センターの連携推進

- 教育相談主任会議、さわやか相談室相談員研修会、アップスマイルサポーター研修会、特別支援学級補助員研修会を実施し、情報を共有し連携した取組を行います。
- 定期的に教育センターによる学校訪問を行い、学校への指導・支援を行います。
- 医療機関など関係諸機関と連携し、児童生徒、保護者、学校に対して適切な対応を行います。

施策5 児童生徒の体力向上

現状（課題）

- ◆ 市では、県の「教育に関する3つの達成目標」による体力の向上に向けた取組を推進しています。児童生徒の体力低下傾向が続く中で、児童生徒の体力の向上を目指して、啓発活動や体力向上の取組を推進することが必要です。
- ◆ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、体育的活動を教育活動全体の計画に位置付け、全教職員の共通理解のもとで積極的に行うことが必要です。
- ◆ 部活動においては、少子化や教員数の減少などによる廃部や部員数の減少のため、十分な活動ができなくなります。
今後の部活動の在り方を検討するとともに、技術指導を行う指導員の確保が必要となっています。



※文部科学省が示す基準に従って年齢と種目別の記録に応じて点数化し、8種目の合計により児童生徒をA～Eにランク分けした中から、上位3ランク（ABC）に入る児童生徒の割合

主な取組

- 1 体育授業の充実
 - 運動の特性や魅力を味あわせ、体力と運動技能を高める授業を実施します。
 - 健康・安全に関する基礎的な内容を科学的に理解させ、実践できる力を育成します。
- 2 体育的行事の充実
 - 各学校において、地域や学校の実態を十分考慮して活動時間や活動内容などを工夫し、体育的行事の充実を図ります。
 - 施設や設備を計画的に整備し、有効かつ適切な活用に努めます。
- 3 体力向上委員会及び体育主任会の充実
 - 体力向上推進委員会及び体育主任会を設置し、児童生徒の体力を集計・分析し、各学校において、体力向上を推進します。
 - 体力向上推進校や各研究協議会の研究成果など、体力向上のための情報収集や研究を行います。
- 4 部活動支援の充実
 - 教員数の減少や教員の高齢化に対応するため、地域と連携しながら、外部指導者を活用し、部活動における技術的な指導の充実を図ります。
 - 市内で行われる全国大会の円滑な運営のための支援を行います。
 - 関東大会や全国大会に出場する選手の派遣を支援します。

＜上尾市の身長・基礎的運動能力の比較＞

	男子		女子	
	県平均	上尾市平均	県平均	上尾市平均
身長 (cm)	145.1	144.8 (↓0.3)	146.9	146.7 (↓0.2)
50m 走 (秒)	8.88	8.74 (↑0.14)	9.14	9.04 (↑0.1)
ソフトボール投げ (m)	25.68	25.12 (↓0.56)	15.95	15.79 (↓0.16)

※身長は平成26年度の小学校6年生。(上尾市教育委員会「健康診断集計表」より)

※50m 走・ソフトボール投げの県平均は平成26年度の小学校6年生。

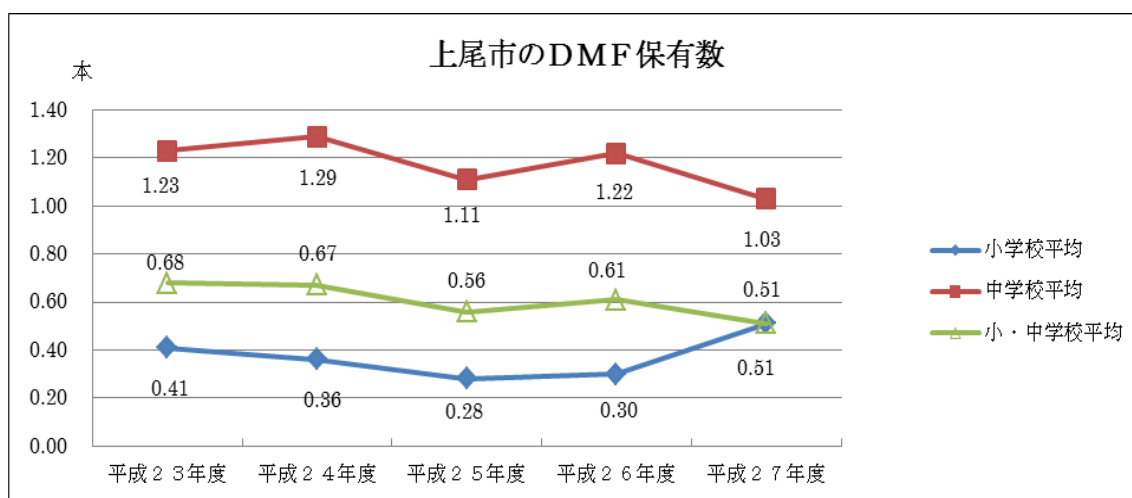
50m 走・ソフトボール投げの上尾市平均は平成27年度の小学校6年生。

(上尾市教育委員会「平成27年度上尾市児童生徒の新体力テスト」より)

施策6 学校保健の充実

現状（課題）

- ◆ 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けた保健教育や歯の健康教育（むし歯・歯周病予防など）の充実が必要です。また、健康の保持・増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理していく思考力・判断力などを育てる必要があります。
- ◆ 日常の健康観察、定期健康診断、学校感染症の予防や学校環境衛生検査の適正な実施と事後措置を通して、児童生徒の健康の保持・増進を図る必要があります。
- ◆ 食物アレルギーなどのアレルギー疾患、性に関する問題行動、薬物乱用の防止など現代的な健康問題を解決するため、学校内の組織体制の充実が必要です。また、外部の専門家の協力を得るなど、家庭や地域の関係機関との連携を図ることが重要です。



※DMF保有数について $(D+M+F) / \text{検査人数}$

過去にむし歯になったことがあるかどうかを数値で表したもので、数値が高いほどむし歯が多いことになる。DMFは『むし歯を治療していない歯 (Decayed teeth)』、『むし歯で抜いてしまった歯 (Missing teeth because of caries)』、『むし歯を治した歯 (Filled teeth)』の略

主な取組

1 保健教育の推進

- 保健学習・保健指導をより一層充実するため、保健主事研修会、養護教員研修会を活性化します。
- 養護教員などの専門性を生かした保健教育を推進します。

2 保健管理の推進

- 日常の健康観察、定期健康診断を適正に実施し、疾病の早期発見治療により、健康の保持・増進を図ります。
- 食物アレルギーをはじめ、アレルギー疾患により学校生活に配慮が必要な児童生徒への対応について、家庭・関係機関と連携し、管理体制を整備します。
- 学校・家庭・関係機関との連携により、学校感染症の予防及び発生時の危機管理体制の整備を図ります。
- 学校環境衛生の保持・改善を図るため、学校薬剤師による定期環境検査を実施します。

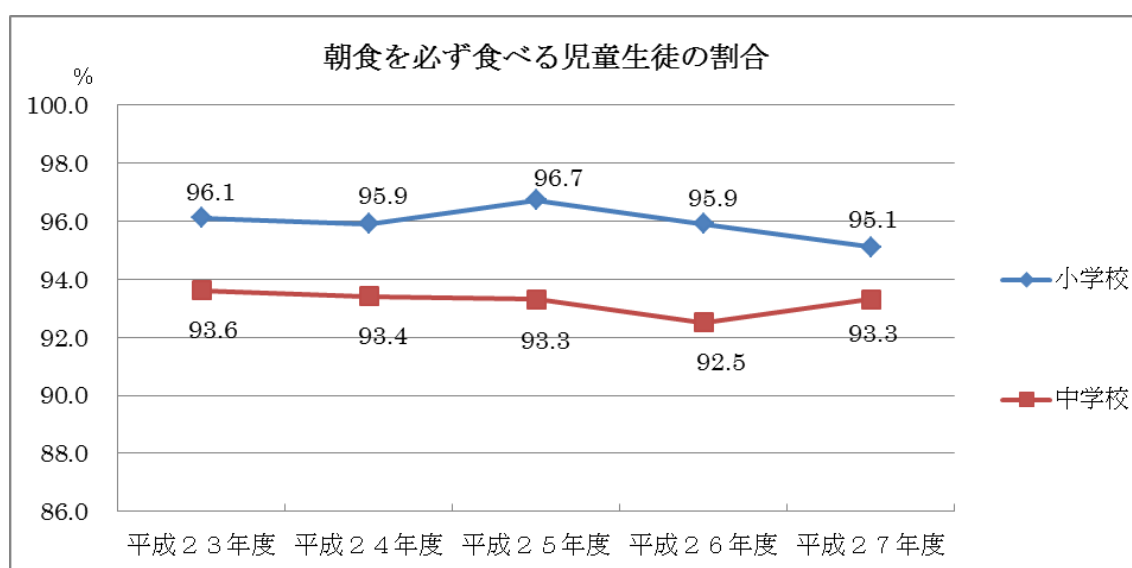
3 学校保健組織活動の推進

- 家庭や地域の関係機関との連携を図るため、学校保健委員会を通して、児童生徒の健康課題解決のための校内協力体制を強化します。

施策7 食育の推進・学校給食の充実

現状（課題）

- ◆ 偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化している中、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせ、生涯にわたって心身の健康を保持・増進することができる児童生徒を育てるため、学校における食に関する指導の充実が必要です。
- ◆ 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持・増進と体位向上を助け、また、家庭における望ましい食生活のモデルとなることが期待されています。
- ◆ 学校給食衛生管理基準に基づいた、安心・安全な学校給食の実施が必要です。また、調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が必要です。



主な取組

1 食に関する指導の充実

- 栽培体験、親子料理教室、高齢者を招いた招待給食など、各学校の特色を生かし、家庭・地域と連携した食に関する指導の取組の工夫・改善を図ります。
- 教育活動全体を通して全教職員で取り組む校内協力体制を整備するとともに、栄養教諭などの専門性を生かした指導の充実を図ります。
- 学校ファームなどでの農業体験活動により、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深める取組を推進します。

2 学校給食の充実

- 郷土食や伝統料理などの伝統的な食文化を継承し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、引き続き献立の工夫・改善を図ります。
- 食育の生きた教材となる学校給食の充実のため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を図るとともに、安心・安全な給食を提供します。

3 学校給食の衛生管理の徹底

- 衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正管理を行います。
- 給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係職員を対象とした研修の充実を図ります。